

インボイス登録センターの移転

東京国税局及び名古屋国税局のインボイス登録センターの所在地を下表のとおり移転いたします。

国税局	名 称	移転時期及び設置場所	
		令和 7 年 6 月 29 日まで	令和 7 年 6 月 30 日以降
東京	東京国税局 インボイス 登録センター	〒262-8514 千葉県千葉市花見川区武石町 1 丁目 520 番地	〒131-8514 東京都墨田区東向島 2 丁目 7 番 14 号
		令和 7 年 7 月 6 日まで	令和 7 年 7 月 7 日以降
名古屋	名古屋国税局 インボイス 登録センター	〒461-0001 愛知県名古屋市東区泉 1 丁目 17 番 8 号	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 4 号 名古屋第二国税総合庁舎
		令和 7 年 7 月 6 日まで	令和 7 年 7 月 7 日以降

東京国税局及び名古屋国税局の管轄地域内に納税地を有する納税者の皆様が、インボイス制度に関する申請書等を書面で提出する場合には、移転後のインボイス登録センターに郵送するようお願いいたします。